

飼育動物への侵襲性の程度分類(例)

侵襲性 反応	低い	中程度	高い
生体組織の破壊	ほとんど伴わない	軽度かつ限定的であり縫合等の必要はない	縫合が必要
出血	ほとんど伴わない	出血が軽度かつ限定的であり簡単な処置により止血等の対応ができる	多量の出血等のおそれがある
疼痛	ほとんど伴わない	軽度かつ限定的	重度
感染	一般的な処置により予防できる	適切な処置により予防できる	重篤な感染症を惹起するおそれがある
炎症	ほとんど伴わない	軽度かつ一時的	発熱を伴うなど全身症状を惹起するおそれがある
体液の喪失	ほとんど伴わない	軽度かつ限定的	多量の体液の喪失のおそれがある
臓器への影響	ほとんど伴わない	軽度かつ限定的であり、適切な処置により臓器に直接的な影響を及ぼすおそれはない	臓器に重大な影響を及ぼすおそれがある
血圧、呼吸など 生体機能への影響	ほとんど伴わない	一時的な抑制などに限られ、かつ適切な処置により予防できる	血圧の著しい低下など生体機能に大きな影響を及ぼすおそれがある

臨床実習において獣医学生に許容される診療行為の例示

水準1	水準2	水準3
1. 診察		
<ul style="list-style-type: none"> 問診、全身の視診、触診、打診、聴診 生体への影響がないかほとんどないと考えられる簡単な補助器具（体温計、反射鏡、聴診器、打腱器、開口器、耳鏡、検眼鏡、瞳孔鏡など）を用いる全身の診察 	<ul style="list-style-type: none"> 診察のために必要な鎮静・麻酔等（補助） 	左記以外のもの
2. 検査		
<p>(生理学的検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 心電図、心音図、心機図 脳波 聴力、平衡、視力 歩様、関節可動域検査 <p>(消化管検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直腸鏡 直腸検査 <p>(画像診断)</p> <ul style="list-style-type: none"> 超音波検査 単純エックス線撮影（補助） CT（補助） MRI（補助） <p>(検体採取)</p> <ul style="list-style-type: none"> 血液（毛細血管、静脈（末梢）） 尿（圧迫排尿、カテーテル導尿（難易度の高いものは除く）） 第1胃液 分泌液、排液、鼻汁 <p>(搔爬・穿刺・生検)</p> <ul style="list-style-type: none"> 皮膚・腫瘤表面の搔爬 針吸引（膿胞・膿瘍等（体表）） 頸管粘液・腔内容の採取・検査 <p>(特殊検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 繁殖学的検査：直腸検査（大動物） 各診療科における非侵襲性検査：ウッド灯を用いる検査等 <p>(その他)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 筋電図 胃カテーテル 内視鏡検査 透視 造影剤（RIを除く）を用いた検査（補助） 動脈血（末梢） 胸腔、腹腔 妊娠診断鑑定（補助） 頸管に拡張棒などの器具の挿入を伴う検査 	左記以外のもの

水準1	水準2	水準3
3. 治療		
<p>(看護的処置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体位交換、おむつ、液体吸収シート等交換、運動・散歩 <p>(処置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皮膚消毒、包帯交換 ・外用薬塗布・貼付 ・浣腸 ・キプス巻 ・耳の洗浄 ・乳房内注入 <p>(投与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経口、皮内、皮下、筋肉内 <p>(外科的処置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜糸・止血 ・手術助手 ・麻酔モニタリング <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分娩介助（補助） 	<ul style="list-style-type: none"> ・創傷処置 ・除角 ・歯石除去 ・胃カテーテル挿入（経口・経鼻） ・静脈注射 ・全身・局所麻酔（補助） ・膿瘍切開、排膿、ドレイン処置 ・縫合 ・抜歯（手術を要するものを除く） ・蹄病治療のための削蹄 	<p>左記以外のもの</p>
4. 救急		
<ul style="list-style-type: none"> ・バイタルチェック ・気道確保（気管内挿管、気管切開を除く）、人工呼吸、酸素投与 	<ul style="list-style-type: none"> ・気管内挿管 ・心マッサージ ・電氣的除細動 	<p>左記以外のもの</p>
5. その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・カルテ記載の補助 ・保健衛生指導（一般的内容のもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・カルテ記載（指導獣医師の確認とサイン） ・飼育動物の所有者等への病状説明 	<p>左記以外のもの</p>